附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令様式第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第三十一号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第二十九号）の施行に伴い、並びに同令附則第二条第一項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条第二項第二号及び第十六条の七第二項第二号イ、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十二条第二項第二号及び第十三条の三第二項第二号イ並びに協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第四条第二項第二号及び第五条の六第二項第二号イの規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（休日の承認等） **第十五条**　令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げるものとする。 一　本店（外国銀行支店にあつては、法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店） 二　災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所（前号に掲げるものを除く。） 2　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する営業所を設置する際に当該営業所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。） イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。 二　令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 三　その他参考となるべき事項を記載した書面	（休日の承認の申請等） **第十五条**　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書 二　令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面
3・4　［略］	2・3　［同上］
5　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］	4　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　同上］
（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） **第三十条の三**　令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。	（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） **第三十条の三**　令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。